

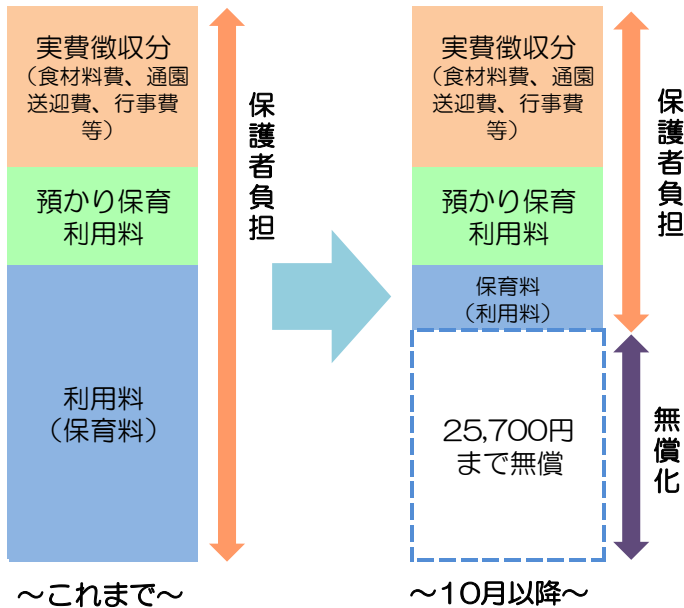
令和元年  
10月より

# 幼児教育・保育の無償化

が始まります！

対象者：満3歳児から5歳児(小学校就学前)までの子ども

利用料：月額25,700円まで無償



◆実費として徴収される費用(食材料費、通園送迎費、行事費等)や預かり保育利用料は原則**無償化の対象外**となり、これまで通り保護者負担となります。

※副食費、預かり保育利用料は無償化の対象となる場合もあります。(下記、裏面参照)

◆入園初年度は、月額の保育料に加え入園料を月額に換算した額を合わせ、月額25,700円までが無償となります。

## 算定例①

保育料 2万4,000円  
⇒無償となる額：2万4,000円  
保護者負担 0円

## 算定例②

※4月入園の場合、入園料は年間在籍月数12で割った数とします。

入園料 6,000円  
保育料 2万4,000円  
⇒無償となる額：2万5,700円  
保護者負担 4,300円

無償化の開始に伴い、全ての子どもが市から

## 施設等利用給付認定

を受ける必要があります。

申請書と必要書類を中央市役所子育て支援課に提出をお願いします。

◆施設等利用給付において、**“保育の必要性”**がある場合、**預かり保育も無償化の対象となります。**

◆所得階層によっては、副食費(おかず・おやつ等)の補足給付制度の対象となります。

詳しくは、裏面をご覧ください。



# 預かり保育

保育の必要性とは・・・

仕事や、出産、疾病、親族の介護、就学等で、保護者が保育をできない事由があることを言います。

**保育の必要性のある3歳児から5歳児(小学校就学前)の預かり保育が上限額まで無償となります。**

※満3歳児で幼稚園を利用している場合は、市民税非課税世帯のみが対象となります。



## 【上限額の考え方】

利用日数に応じて変動します。

**上限額：450円×利用日数**

「①実際にかかった費用」と「②上限額」を比較し、金額が低い方を無償化の対象額とします。

### 算定例①

A園預かり保育利用料：100円/時間  
利用した日数：20日（1日3時間）

- ①実際にかかった費用  
100円×20日×3時間=6,000円
- ②上限額  
450円×20日=9,000円
- ①6,000円<②9,000円のため、  
**6,000円が無償化の対象**

### 算定例②

B園預かり保育利用料：10,000円/月  
利用した日数：18日

- ①実際にかかった費用  
10,000円
- ②上限額  
450円×18日=8,100円
- ①10,000円>②8,100円のため、  
**8,100円が無償化の対象**
- ※差額の1,900円は保護者負担となります。

※通園先で預かり保育未実施、または水準に満たない場合（1日8時間未満、年間200日未満等）、預かり保育事業の利用料に加え、認可外保育施設等の利用料も月額上限額まで無償化の対象となります。

◆月額上限額：11,300円（満3歳で利用する市民税非課税世帯は16,300円）

◆対象事業：認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

## 副食費の補足給付制度



※詳細については、後日改めて通知します。

下記項目のいずれかに該当する場合、副食費（おかず・おやつ等）の補助を行います。

- ◆中央市保育料基準額表（1号）に当てはめた場合、第1階層から第3階層の世帯
- ◆小学校3学年までの子どもから順に第1子、第2子と数え、第3子以降の子ども  
例：小3、5歳(年長)、4歳(年中)の兄弟の場合 ⇒ 第3子である4歳児の副食費を補助

## 【申請書類等提出先・お問い合わせ】

中央市役所 本館4番窓口

子育て支援課 保育担当

中央市臼井阿原 301番地 1

TEL:055-274-8557

令和元年7月発行

